

受診者様の権利

公益財団法人愛世会愛誠病院健康管理センターでは、受診者様の権利について、以下の通り定めています。

1. 良質な医療を受ける権利

受診者様は、平等・公平に、良質な検査・医療を受ける権利があります。

2. 自己決定の権利

受診者様は、医師からの説明を十分に理解した上で、検査や医療行為を受けるかどうかを決定できる権利があります。

3. 情報に対する権利

受診者様は、ご自身のあらゆる検査結果や病状などの情報を知る権利、または説明を受ける権利があります。

4. 守秘義務に対する権利

受診者様ご自身の診断結果や治療情報、およびあらゆる個人情報について、保護される権利があります。

なお、当健康管理センターでは、ISO27001の認証を受けた、個人情報マネジメントシステムにより、受診者様の個人情報を継続的に保護する仕組みを構築しております。

5. 尊厳に対する権利

受診者様は、人としての尊厳を尊重される権利があります。

制定日 2018年3月1日

最終改訂日 2020年5月25日

公益財団法人愛世会愛誠病院健康管理センター

センター長 堀江 文俊